

## 国立・国定公園の保護制度の概要等について

### 1. わが国の国立・国定公園の指定状況について

国立・国定公園は、優れた自然の風景地の保護と利用の増進により国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。

【国立公園】 わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地  
国が指定し、保全管理を行う  
全国で 28 カ所・2,061,040ha（国土の約 5 %）

【国定公園】 国立公園に準ずる優れた自然の風景地  
国が指定し、都道府県知事が保全管理を行う  
全国で 55 カ所・1,343,368ha（国土の約 4 %）（平成 15 年 9 月末時点）

\* 参考

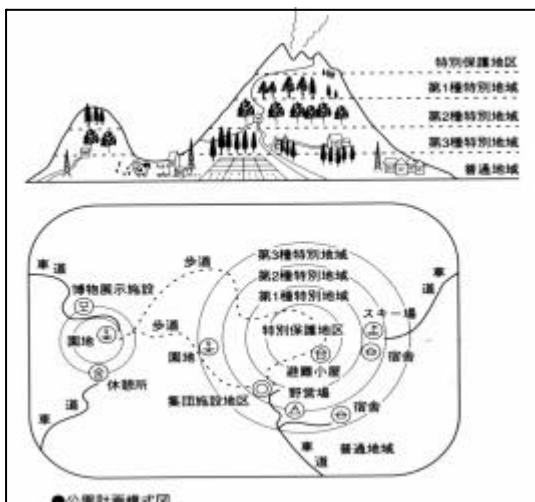
【都道府県立自然公園】 身近な優れた自然の風景地  
条例に基づき都道府県が指定、保全管理を行う  
全国で 308 カ所、1,961,830ha（国土の約 5 %）  
（平成 15 年 3 月末時点）

### 2. 国立・国定公園の地域地区について

景観の優秀性や自然状態を保持する必要性の度合等に応じて、次のとおり区分。

- ・ 特別保護地区：原生状態を保持
  - ・ 第 1 種特別地域：現在の景観を極力維持
  - ・ 第 2 種特別地域：農林漁業活動について努めて調整
  - ・ 第 3 種特別地域：通常の農林漁業活動は容認
- ・ 許可制  
 ・ 基準に照らして判断
- ・ 海中公園地区：海中の景観を極力維持
  - ・ 普通地域：特別地域以外の地域
- ・ 大規模な行為について届出制  
 ・ 必要な場合、禁止等の措置を命令できる

公園計画模式図



国立・国定公園内の地種区分別面積内訳

